

令和2年度 福祉教育・ボランティア学習普及校事業実施要項

1 目的

児童・生徒が福祉活動やボランティア活動体験を通じて、地域福祉への理解と関心を深め、一人ひとりが社会の大切な存在として尊ばれる福祉の心を育てることを目的に、小・中・高等学校及び特別支援学校を対象に福祉教育・ボランティア学習普及校（以下「普及校」という）事業を推進するとともに、地域福祉活動の推進を図るものとする。

2 実施主体

社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「社協」という）

3 推進主体

長野市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校とする。公立私立を問わない。

4 普及校の活動

普及校においては、目的達成のために、それぞれ各校の実情に合わせ、地域・学校それぞれの特性を生かした活動を行うものとする。

5 指定期間

令和2年7月～令和3年2月末

6 経費の助成

本事業に係わる対象経費を予算の範囲内で助成する。

- (1) 助成額 1校当たり 30,000円を上限とする。
- (2) 対象経費 謝金・旅費・消耗品・印刷製作費・備品費・通信費等

7 社協の役割

- (1) 普及校に対し活動費を助成する。
- (2) 事業の説明会、福祉教育のつどいや研究会などを開催する。
- (3) 各校の活動に関する資料、情報の提供及びその活動を支援する。
- (4) その他必要な事業

8 日程

(1) 募集期間

令和2年6月30日（火）まで

普及校の申請は、学校長名による「福祉教育・ボランティア学習普及校指定申請書（様式1号）」を社協へ提出するものとする。

(2) 決定及び交付

社協は、受理した申請書類を審査の上、普及校を決定するものとする。

令和2年7月末に指定口座へ振り込み予定

(3) 活動期間

令和2年7月～令和3年2月末

(4) 実績報告

令和3年2月末までに実績報告書提出

提出書類は、「福祉教育・ボランティア学習普及校実績報告書（様式2号）」及び実践活動の資料とする。

9 その他

申請書類等は長野市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできる。